

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 7 月



弁護士 [岡村 優](#)

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が 1902 年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120 年有余の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

■ 大判大正 6 年 12 月 14 日民録 23 輯 2112 頁（大正 5 年（才）第 969 号）

第 7 回目となる今回は、大判大正 6 年 12 月 14 日民録 23 輯 2112 頁（大正 5 年（才）第 969 号）をご紹介します。

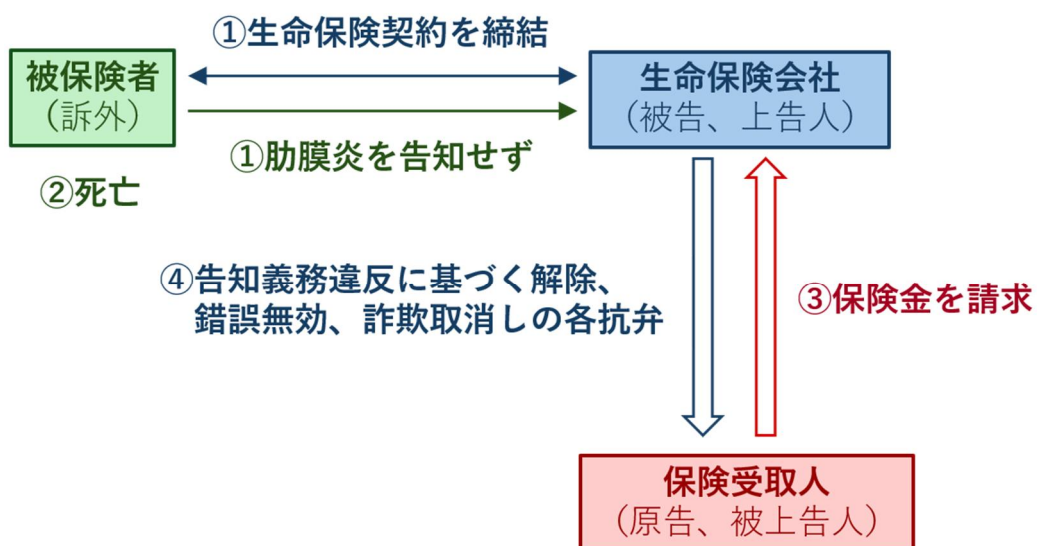
大正 6 年（1917 年）は、第一次世界大戦の末期であり、日本もイギリスの要請を受けて地中海に駆逐艦を派遣しました。また、大戦の影響により金本位制が事実上停止されたほか、直接の戦禍は受けなかった日本国内でも、米価高騰が続きストライキも相次ぐなど、社会不安が高まっていました。

同判決の要旨について、判例集には以下のように記載されています。

【事件名】 保険金請求ノ件

判決要旨	現代語訳
〔商法第 429 条〕ハ告知義務ノ効果トシテ保険者ニ於テ保険契約ヲ解除スルコトヲ得ル旨ヲ定メ民法総則ノ詐欺及ヒ錯誤ニ関スル規定ト相容レサルモノニ非サルヲ以テ前者ハ後者ノ適用ヲ排除スルモノニ非ス 保険契約ニ於ケル危険ノ測定ニ重要ナル事項ハ其契約ヲ締結スルノ縁由ニ属スヘキ事項ト雖モ当事者力之ヲ以テ其意思表示ノ内容ト為スコトヲ妨ケサレハ保険契約ニ於ケル危険ノ測定ニ重要ナル事項ニ関スル錯誤ハ絶対ニ民法第 95 条ニ所謂要素ノ錯誤ト為ルコトナシト謂フコトヲ得ス	〔商法第 429 条〕は、告知義務の効果として、保険者において保険契約を解除することができる旨を定めており、民法総則の詐欺及び錯誤に関する規定と相容れないものではない。よって、前者は後者の適用を排除するものではない。 保険契約における危険の測定に重要な事項はその契約を締結する動機に属するべき事項であるが、当事者がこれをもってその意思表示の内容とすることは妨げられないので、保険契約における危険の測定に重要な事項に関する錯誤は絶対に民法第 95 条のいわゆる要素の錯誤となることはない、ということとはできない。

当該訴訟は、被保険者が明治 45 年 3 月 27 日に生命保険会社である被告（上告審では上告人）との間で生命保険契約を締結し、その後大正 3 年 12 月 28 日に死亡したので、保険受取人である原告（上告審では被上告人）が、被告に対して保険金を請求した保険金請求訴訟です。被保険者は、明治 45 年 3 月上旬から肋膜炎に罹っていましたが、生命保険契約を締結する際、被告にこのことを告知していなかったため、被告は、保険契約について、①被保険者の告知義務違反に基づく解除、②錯誤による無効、③詐欺に基づく取消しの抗弁を主張して、原告の請求を争いました。



原審（東京控判大正5年10月5日）は、被保険者は肋膜炎に罹った事実を全く自覚せず、これを知らずに契約を締結したと認定するとともに、告知義務について定める商法第429条の規定は保険契約に関する特則であり、生命の危険を測定する事項の告知に関しては民法総則中の詐欺及び錯誤に関する規定の適用を排斥するものであるという見解を採り、被告の①乃至③の主張をいずれも排斥して、原告の請求を認容しました。これに対し、被告は不服として上告しました（岩田弁護士は上告代理人）。

大審院は、商法の告知義務の趣旨、民法総則の詐欺及び錯誤との関係について、下記のように判示しました。

原文	現代語訳
商法第 429 条所定ノ告知義務ハ保険事業ノ経営上保険者カ引受ケントスル危険ノ測定ニ重要ナル事項ヲ知ルノ必要アルヲ以テ最モ能ク之ヲ知ルヘキ地位ニ在ル保険契約者又ハ被保険者ニ対シ法律ヲ以テ特ニ負担セシメタルモノニ外ナラス <中略> 〔商法第 429 条〕ハ告知義務違反ノ効果トシテ保険者ニ於テ保険契約ヲ解除スルコトヲ得ル旨ヲ定メ其契約ヲ有効トスルヲ以テ民法総則ノ詐欺及ヒ錯誤ニ関スル規定ト相容レサルモノト謂フコトヲ得ス 何トナレハ同条ノ…規定ニ依レハ告知義務違反ノ事実ヲ以テ壇ニ契約解除ノ原因ト為スニ止マリ保険契約ノ成立ヲ害スルモノトセス其主眼トスル所ハ叙上ノ如キ保険事業経営上ノ必要ニ基キ保険者ヲ保護セントスルニ在ルコト明白ニシテ毫モ保険契約ニ意思ノ欠缺又ハ意思表示ノ瑕疵アルコトニ基因スルモノニ非サルヤ疑ヲ容レサル所ナレハ法律行為ニ欠缺瑕疵アルコトヲ根拠トスル民法総則ノ詐欺及ヒ錯誤ニ関スル規定ト其根拠ヲ同フセス 従テ告知義務違反ト詐欺及ヒ錯誤トハ全然要件及ヒ効果ヲ異ニスルヲ以テ告知義務違反ノ	商法第 429 条の定める告知義務は、保険事業の経営上、保険者が引き受けようとする危険の測定に重要な事項を知る必要があることから、最もよくこれを知るべき地位にある保険契約者又は被保険者に対し、法律をもって特に負担させたものにほかならない。 <中略> 〔商法第 429 条〕は、告知義務違反の効果として保険者において保険契約を解除することができる旨を定め、その契約を有効にすることをもって、民法総則の詐欺及び錯誤に関する規定と相容れないものということとはできない。 なぜならば、同条の…規定によれば、告知義務違反の事実をもって、専ら契約解除の原因とするにとどまり、保険契約の成立を害するものとはしていない。その主眼とするところは、上記のように保険事業経営上の必要に基づき、保険者を保護しようとするところにあることは明白であり、いささかも保険契約に意思の欠缺又は意思表示の瑕疵があることを原因とするものでないことは疑う余地がないところなので、法律行為に欠缺瑕疵があることを根拠とする民法総則の詐欺及び錯誤に関する規定とその根拠を同じくするものではない。

事実ニ基キ保険契約ヲ解除スルコトヲ得ルカ 為メニ詐欺又ハ要素ノ錯誤ニ基キ其契約ノ取 消シ得ヘキコト又ハ無効ナルコトノ妨ト為ル ヘキ謂レナケレハナリ 故ニ同条ノ…規定ハ民法総則ノ詐欺及ヒ錯誤 ニ関スル規定ノ適用ヲ排除スルモノニ非スト 解スルヲ相当トス	したがって、告知義務違反と詐欺及び錯誤と は、全く要件及び効果を異にするので、告知義 務違反の事実に基づき保険契約を解除するこ とができるため、詐欺又は要素の錯誤に基づき その契約を取り消すことができること又は無 効であることの妨げとなる理由はないからで ある。 ゆえに、同条の…規定は民法総則の詐欺及び錯 誤に関する規定の適用を排除するものではな いと解するのが相当である。
---	---

その上で、原告の主張のうち、③詐欺に基づく取消しの抗弁については、原審が認定した事実によれば、原審がこれを排斥したのは相当であるとししました。一方、②錯誤の抗弁については、下記のように判示しました。

原文	現代語訳
抑モ保険契約ニ於ケル危険ノ測定ニ重要ナル 事項ハ其契約ヲ締結スルノ縁由タルニ過キス シテ其内容ヲ為ササルヲ常トスルモ而カモ通 常意思表示ノ縁由ニ属スヘキ事項ト雖モ当事 者力之ヲ以テ其意思表示ノ内容ト為スコトハ 妨ケサル所ニシテ之ヲ主観的及ヒ客観的ノ両 標準ニ基キ判断シテ其内容ニ付キ民法第九十 五条ニ所謂要素ノ錯誤アルモノト認メ得ヘキ 場合ナキニ非サルコトハ本院判例ノ示ス所ナ リ（大正二年（才）第六百八十三号同三年十二 月十五日第一民事部判決参看）	そもそも保険契約における危険の測定に重要 な事項はその契約を締結する動機にすぎず、そ の内容とはならないのが通常ではあるものの、 通常、意思表示の動機に属すべき事項といえ ども、当事者がこれをもってその意思表示の内 容とすることは妨げられないので、これを主観 的及び客観的の両標準に基づき判断してその 内容につき民法第 95 条のいわゆる要素の錯誤 がるものと認めることができる場合がないと はいえないことは、本院判例の示すところであ る（大正 2 年（才）第 683 号同 3 年 12 月 15 日第一民事部判決参照）。

そして、原裁判所は、本件の場合において、はたして上告人（被告）の主張のように保険契約の要素に錯誤があったか否か、もしその錯誤があったとすれば表意者である上告人に重大な過失はなかったか否かを判定して、その抗弁の当否を決しなければならないとして、原審を破棄し、差し戻しました。

本判決は、保険契約における告知義務の趣旨、民法総則の詐欺及び錯誤との関係を明らかにするとともに、保険契約における危険の測定に重要な事項に関する錯誤が民法第 95 条のいわゆる要

素の錯誤となりうることを判示したものです。平成 20 年 5 月に商法から独立した単行法として保険法が制定され、生命保険契約の告知義務は同法第 37 条、告知義務違反による解除は第 55 条にそれぞれ規定されましたが、本判決の立場は維持されていると考えられます。本判決は、保険法判例百選にも掲載されるなど¹、現在でも保険法における重要判例の一つとされています。

【岩田宙造プロフィール】



明治 8 年（1875 年）、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治 35 年（1902 年）、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和 41 年（1966 年）死去。

¹ 伊藤雄司「告知義務違反と詐欺・錯誤-大連判大正 6・12・14」『保険法判例百選〔第 2 版〕（別冊ジュリスト 271 号）』70 事件（有斐閣、2025 年）

【執筆者】



岡村 優（弁護士）

E-mail: yu.okamura@iwatagodo.com

東京大学法科大学院、University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了、2009 年弁護士登録、2020 年ニューヨーク州弁護士登録。独占禁止法をはじめとするコンプライアンス案件、国際取引、M&A 等を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。